

# 給与所得者異動届出書の記載について

◎ 退職や転勤があった場合は必ず提出してください。

◎ 下記の例は年税額120,000円(月々10,000円)の人が、退職月の給与等で11月～5月までの7ヶ月分の未徴収税額を一括徴収して11月分で納入する場合の記入例です。

- ① 当市より指定した番号を記入してください。  
(例 00085XXXXX)
- ② 給与支払者の法人番号13桁を(個人事業主の場合は12桁を右詰めで)記入してください。
- ③ 給与所得者の個人番号12桁を記入してください。
- ④ 1.特別徴収継続  
転勤等の場合で転勤先の事業所で特別徴収の継続が可能な場合。  
該当する場合は⑤欄に必要事項を記入してください。

## 2.一括徴収

未徴収の税額全部を差引きして市へ納入する場合。  
該当する場合は⑥欄に必要事項を記入してください。

## 3.普通徴収

未徴収の税額を、事業所において差し引きしなかった場合です。未徴収税額については、当市より本人へ直接納税通知書を送付します。  
該当する場合は⑦欄に必要事項を記入してください。

### 給与支払報告書 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

コピーして使用して下さい。

受付印 四万十 市長あて 令和 年 月 日 提出		所在地 〒 787-9999 四万十市中村大橋通〇丁目〇番地	特別徴収義務者 指定番号 ① 0008500000	① 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ シマント タロウ	フリガナ シマントショウジ カブシキガイシャ	氏名(名称) 四万十商事 株式会社	担 連 当 絡 先 所属 氏名 電話	総務課 給与係 佐藤 花子 0880-34-〇〇〇〇 内線( 9999 )
給与所得者 氏名 四万十 太郎 (旧姓)	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	徴収済額 (イ) 6 月から 11 月まで 10 月まで 50,000 円	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ) 70,000 円	異 動 年 月 日 令和4 年 10 月 31 日
個人番号 ③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	特別徴収義務者 指定番号 ① 0008500000	異 動 の 事 由 ① 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 右から 番号を 記入	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ④ 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 右から 番号を 記入	
生年月日 大正(昭和)平成 44 年 4 月 4 日	受給者番号 1111	1月1日現在の 住 所 四万十市中村〇〇〇番1	異動後の住所 四万十市中村一条通△町目△番地	

⑤ 1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者 指定番号 新規 法人番号	所在地 〒	担 当 者 連 絡 先 所 属 氏 名 電 話 内 線( )	新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、 納入するよう連絡済みです。	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
⑥ 2. 一括徴収の場合	理 由 ① 1. 異動が令和 4 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 右から 番号を 記入	徴収予定月日 11 月 15 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 70,000 円	左記の一括徴収した税額は、 11 月分(翌月10日納入期限分) で納入します。				
⑦ 3. 普通徴収の場合	理 由 ① 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から 番号を 記入							

※1月1日以降の退職については、未徴収税額の一括徴収が義務付けられています。